

クラブ・サークルに関する規約

第1章 総則

第1条 クラブ・サークル(同好会)(以下クラブ等という)は大学公認の任意加入団体で、学友会の組織に含まれる。全てのクラブ・サークルはクラブは10名以上、サークルは5名以上の成員で構成される。クラブはクラブ連合委員会に所属し、予算の給付や部室・教室等の優先権を持つ。サークルは、クラブ連合委員会には所属せず、予算の給付は1万円を上限とし、部室・教室等の優先権を持たない。学友会第23条第2項におけるクラブ連合委員会に統括される。

第2条 クラブ等は学友会規約第4条に定められている目的の範囲内で、それぞれ独自の目的、部規約、組織を設けることができる。

第2章 成員

第3条 クラブ等の成員の資格は本学学生に限る。

第4条 新入生の入部期間は5月末までを原則とし、登録名簿に登録をする。それ以降の入部は入部届と部員数変更願をもってクラブ連合委員会に提出しなければならない。

第5条 退部する際は部長の承認を得なければならない。部長は承認後、部員数変更願をもってクラブ連合委員会に提出しなければならない。

第3章 役員

第6条 各クラブ・サークルは次の役員を置く。

- 1.クラブ長またはサークル長1名 クラブ・サークルを代表し、これを統括する。
- 2.副クラブ長・サークル長1名 クラブ長またはサークル長を補佐し、クラブ長またはサークル長に事故ある時は、その任務を代行する。
- 3.会計1名 部内の会計を担当する。
- 4.その他各部が必要とするもの。

第7条 役員任期は1年間とする。ただし再任を妨げない。引き継ぎを確実にし、前任者は後任者を援助しなければならない。

第4章 クラブ連合委員会

第8条 クラブ連合委員会は、次の事項を行う。

- 1.クラブ等との連絡と調整に関する事項
- 2.学友会クラス学生総会への提案
- 3.学友会代表委員会への提案
- 4.学友会クラス学生総会および学友会代表委員会で決議した事項の周知および実施
- 5.大学側との交渉、提案

第9条 クラブ連合委員会は、次の部署を置く。

- 1.総務部 全部署の総括、クラブ・サークル連合委員会登録名簿作成、学友会クラス学生総会及び代表委員会への提案を行う。
- 2.会計部 予算決算説明、各部署・クラブ・サークルの予算決算管理・部費の徴収額の届出の受理を行う。
- 3.団体管理部 クラブ・サークルとの連絡と調整、クラブ等が学外団体に加入し、協賛活動をする場合の承認・データ管理(部員数変更届、外部のコーチ・師範の登録、年度活動計画表・活動報告書)を行う。

- 4.施設管理部 部室使用届の受理、コスモス館の部屋割り・整備、体育館・教室・音楽練習室などの施設使用の割り当てを行う。（可能になれば、教室の予約を行う。）コスモス館倉庫、掲示板、各クラブ・サークルで使用している部室の管理を行う。
- 5.イベント企画部 新歓フェスタや、各クラブ・サークルによるイベントなどの管理を行い、計画書を学生部長へ提出する。

基本的には、それぞれの年度の人数に応じて各部署均等に配置する。各部署には、リーダー、副リーダーをそれぞれ1名ずつ選出する。

第10条 クラブ連合委員会は、全クラブ長によって構成される。各クラブ長は、必ず委員会の部署に所属する。

第11条 どの部署も任期は、4月から次年度の第1回全体会までとする。クラブ連合委員会の総務部に所属する人は、学友会代表委員会の委員となる。

第5章 顧問及びコーチ

第12条 各クラブ等は、活動の円滑な推進のために、本学の専任教員から顧問を置かなければならない。

- 1.顧問は部の運営に対して助言を行い、部会に出席して発言することができる。
- 2.顧問の任期は、4月1日から翌年3月末日までの1年間とする。ただし、部の要請があればこの限りではない。

第13条 クラブは、その必要に応じて外部からコーチ・師範を3名まで委嘱することができる。サークルは不可とする。ただし、顧問の承認を受け、履歴書、技術経歴書等、写真を添え、指導者依頼書を学生部長に提出し許可を得る必要がある。またクラブ連合委員会に登録しなければならない。

第6章 活動

第14条 クラブ等がその目的達成のために合宿・強化練習・試合他を行う場合は、その計画を10日前までに教学支援センター学生支援課に願出をし、学生部長の許可を受ける。

2 学外者の入校および参加が伴う場合は、同様の手続きと共に賛助出演に関する願出をし、学生部長の許可を受ける。

第15条 クラブ等が学外団体に加入し、協賛活動をする場合は、部長は顧問連署のうえ、クラブ連合委員会、学友会代表委員会を経て学友会クラス学生総会の承認を得た後、学生部長の許可を受けなければならない。

第16条 クラブ等がその目的を逸脱して、特定の団体の政治活動、営利活動、宗教活動に加担したり、または利用されたりしてはならない。

第7章 新設・昇格・格下げ・廃部

第17条 5名以上の同好者があった時はサークルを新設することができる。

第18条 サークルを新設する時は、学内団体設立願に次の事項を列記して顧問と発起人代表者と2名の連署をもってクラブ連合委員会に必要書類を提出し、学友会代表委員会を経て学友会クラス学生総会の承認を得た後、学生部長の許可を受けなければならない。

- 1.目的
- 2.趣旨
- 3.部の規約

4.年度活動計画表

5.財政計画

6.発起人及び加入者の所属と氏名

許可を受けた後は、ただちに上記の書類を添えてクラブ連合委員会に登録する。

第19条 設立から2年以上のサークルは活発な活動を続け、その業績が認められ、成員が10名を超えていれば、願出によりクラブに昇格することができる。ただし業績によって10名以下でも認められることがある。

第20条 クラブ昇格願は活動の実績を示す資料を添え、顧問と代表2名の連署をもってクラブ連合委員会に提出し、許可された後、学友会クラス学生総会の承認を得なければならない。

第21条 第6章第16条に該当する事実が認められた場合、クラブ連合委員会は警告を与え是正をはかるとともに、実情に応じ、教学支援センター学生支援課および学友会クラス学生総会に解散処置を要求するものとする。

2 クラブ連合委員会は、第1項の他、本規約に反する行為があった場合は、必要に応じて格下げ、活動停止、廃部等の措置を検討する。

第22条 クラブが2年連続して基準の成員を割り9名以下になったり、活動状況が著しく停滞している場合、クラブ連合委員会の要求要請により、学友会クラス学生総会の議を経てサークルに格下げするものとする。

第23条 サークルが年度当初から、または年度の途中で成員に不足を生じ、次年度においても充足の見込みがない時、クラブ連合委員会は廃部願を学生部長を経由して学長宛に提出し承認を受けた後、学友会クラス学生総会によって解散を求めるものとする。

第8章 会計

第24条 クラブ等の活動費は、一定額の経費を学友会費から援助される。

第25条 クラブ等は部員の合意と顧問の助言のもとに適正と思われる額を決めて、部費を徴収することができる。ただし、その額はクラブ連合委員会に届出なければならない。

第26条 クラブ等がその目的達成のために会を開催し、入場料または一般参加者から会費を徴収する場合は、その計画書を予めクラブ連合委員会を経由して学生部長に提出し許可を受け、学友会クラス学生総会の承認を得なければならない。なお、会終了後10日以内に、収支明細についてクラブ連合委員会に報告しなければならない。

第9章 提出書類

第27条 各クラブ等は年度ごとに次の書類をクラブ連合委員会に提出しなければならない。
イ.5月頃を提出期限とするもの。

- 1.クラブ・サークル連合委員会登録名簿
- 2.本年度活動計画表
- 3.本年度会計予算書
- 4.その他クラブ連合委員会が要請する書類

ロ.3月頃を提出期限とするもの。

- 1.本年度活動報告書
- 2.本年度会計報告書
- 3.部室使用願
- 4.その他クラブ連合委員会が要請する書類

第 28 条 各クラブ等は必ず次の書類を揃え、適正に保管しておくものとする。

- 1.クラブ連合委員会に登録した事項の控
- 2.クラブ連合委員会に報告した書類の控
- 3.部員現住所録、同帰省先住所録
- 4.活動記録簿
- 5.会計簿および領収書、見積書、納入書等の会計証拠書類

第 10 章 その他

第 29 条 以上のほか、クラブまたはサークルの全般にわたる運営の細目については、クラブ・サークル運営ガイドラインによる。

第 30 条 この規約の改廃は、学生部長の承認を得るものとする。

附則

この規約は、平成 21 年 4 月 1 日に改定、施行する。この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。[組織変更]

この規約は、令和 3 年 10 月 23 日に改定、施行する。